

# 朝霞市立朝霞第五小学校 令和7年度 第1回学校運営協議会

令和7年4月24日(木)  
時間 午前10時00分から  
場所 体育館3階 会議室

司会 教 頭

## 次 第

- |   |                         |     |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 開会の言葉                   | 教 頭 |
| 2 | 会長あいさつ                  | 会 長 |
| 3 | 校長あいさつ                  | 校 長 |
| 4 | 委員自己紹介                  | 各委員 |
| 5 | 熟議(進行は会長)               |     |
|   | (1) 学校教育目標及び学校経営方針等について | 校 長 |
|   | (2) その他                 |     |
|   | ①年間行事予定について             | 主 幹 |
|   | ②資料について                 | 教 頭 |
| 6 | 諸連絡                     |     |
| 7 | 閉会の言葉                   | 教 頭 |
| 8 | 写真撮影                    |     |

★ 授業参観・・・会議後にお時間に余裕のある方はぜひご参観ください。  
ご案内いたします。

## 第2回学校運営協議会

令和7年7月11日(金) 10:00を予定しています。

【学校教育目標】 豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成



# 第五小だより

誰かのため、何かのため、そして未来のため

令和7年4月号

朝霞市立朝霞第五小学校

朝霞市泉水3-16-1

TEL048-462-0455

## 誰かのため、何かのため、未来のための「はじまり」

校長 田邊 雅也

### 児童数 920名 学級数 31 学級で「はじまり」

お子様の御入学、御進級おめでとうございます。146名の新入生を迎え、全校の児童数920名、学級数31学級（通常学級29、特別支援学級2）で、第五小の新学期がスタートしました。新しい友達、新しい教職員との出会いを大切に、保護者、地域の皆様とともに、「豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成」を目指していきたく思います。前任の三好正浩校長の思いを引き継ぎ、第五小の校長となった田邊雅也です。子供たちの成長に立ち会えることに大きな喜びを感じています。

#### 【学校教育目標】

豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成 (け)元気な子 (や)優しい子 (き)究める子

#### 【朝霞第五小の目指す学校像】

「誰かのため、何かのため、そして、未来のため」 学校・保護者・地域が総がかりでウェルビーイングのある第五小に

- 「自分から」進んで運動し体を鍛える児童
- 「自分から」あいさつできる児童
- 「自分から」優しい言葉かけができる児童
- 「自分から」授業で探究できる児童

### Mrs. Green Apple の「はじまり」

子供にも大人にも絶大な人気バンド、Mrs. Green Apple のヴォーカル・ギターの大森元貴さんのエピソードです。小学校6年生の謝恩会で、ある日の17時33分に結成した「1733（ワンセブンダブルスリー）」というバンド名で、初めてのオリジナル曲を披露されています。大森さんが夢中に探究したのは「作曲」です。

2018年に「はじまり」という曲が発表されていますが、初めて披露した曲のフレーズが、そのまま使われているそうです。この曲は、大森少年の「未来の自分のため」「未来のみんなのため」という応援歌として、初心を忘れず、「誰かのため、何かのため、そして未来のため」という強い思いで発表したのではないのでしょうか。

### 始業式・入学式は「はじまり」

小学生時代のある日の17時33分が大森さんの「はじまり」かもしれません。始業式、入学式は、第五小の子供たちにとって、次なる「はじまり」です。楽しいもあれば、大変なこと、悩むこともあると思いますが、成功体験や失敗体験は、「将来にわたる生きてはたらく力」を身につかせます。繰り返し、探究したり、試行錯誤したりする中で、「誰かのため、何かのため、そして未来のため」というウェルビーイング（※）のある気持ちを育てていけたら、素晴らしいです。ウェルビーイングという探究は、子供も大人も、人生を通じた探究課題だと思います。

### 学校・保護者・地域の「共育」の「はじまり」

将来は、予測困難な時代と言われ、少子化・人口減少・高齢化をはじめ、地球規模の課題が山積しています。2040年以降、将来の予測困難な時代を生き抜き、切り開くのは、今の小・中学生の世代です。一人一人が未来の担い手にならないといけません。望む未来(ウェルビーイングのある未来)を自分たちで示し、創り上げていく時代の担い手です。「誰かのため、何かのため、そして未来のため」を目指す学校像とし、学校・保護者・地域が、総がかりで「共育」できる第五小となるよう、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

(※) ウェルビーイング (Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態。生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。文部科学省は、「獲得的ウェルビーイング」（自己肯定感、自己実現など）と「協調的ウェルビーイング」（つながり、利他性、社会貢献など）を教育を通して向上させることを求めています。



1年生は、下校時刻が異なります。学年だよりでご確認ください。

## 4月の行事予定

日	曜	業前	学校行事など
8	火	学級活動	始業式、入学式準備 11:50 下校
9	水		3時間授業、11:40 下校 入学式(午後)
10	木	朝読書	3時間授業、 <b>身体計測 3・4年生</b> 11:50 下校
11	金	すすくすくタイム	給食開始 4時間授業 13:40 下校 <b>身体計測 5・6年生</b>
12	土		
13	日		
14	月	学級活動	<b>身体計測 1・2年生・ひまわり</b>
15	火	学級活動	3・4・5・6年スマホ・ネット安全教室 <b>視力検査 4・6年</b> 懇談会 5・6年生、ひまわり
16	水		1年生交通安全教室 <b>視力・聴力検査 2-3,2-4,ひまわり</b> 委員会活動
17	木	朝読書	6年生全国学力・学習状況調査(国・算) <b>視力・聴力検査 1-1,1-2,1-3,5-1</b> 懇談会 1・2年生
18	金	すすくすくタイム	<b>視力・聴力検査 1-4,1-5,2-1,2-2</b> 懇談会 3・4年生
19	土		
20	日		
21	月	学活活動	6年生全国学力・学習質問調査 <b>視力・聴力検査 3-1,3-2,3-3,3-4</b>
22	火	学級活動	1年生ならし給食 <b>視力・聴力検査 3-5,5-2,5-3,5-4</b>
23	水		1年生ならし給食 <b>視力・聴力検査 5-5,5-6</b>
24	木	朝読書	<b>内科検診 4～6年生</b> 学校運営協議会(午前)
25	金	すすくすくタイム	6年生こころの劇場
26	土		
27	日		
28	月	学活活動	1年生を迎える会 <b>尿検査回収</b>
29	火		昭和の日
30	水		一斉下校 14:50 下校
<b>5月</b>			
1	木	朝読書	<b>耳鼻科検診</b>
2	金	お話朝会	離任式 15:10 下校 (1年生は4時間授業 13:25 下校)

### ★『月曜教科』の日の授業について★

今年度、祝日や振替休業日等で、休業日になる月曜日が8回あります。時間割で月曜に行く教科等の時数を確保するために、本校では『月曜教科』の日を設定します。

月曜教科の日は、1～5時間目は月曜の授業を行います。3～6年生の6時間目は、その曜日の授業を行います。その月の学校だよりでお知らせをします。

違う曜日の授業ということで、学習用具の忘れ物とが心配されます。ご家庭でも、一言声掛けしていただくと助かります。よろしくお願ひいたします。

### ★4月15日スマホ・ネット安全教室★

各教室にてオンラインで実施します。保護者の皆様にも公開いたしますので、興味のある方はお越しください。

3, 4年生・・・4時間目

5, 6年生・・・5時間目

### ★4月30日(水)一斉下校について★

5校時終了後に実施します。雨天実施となります。下校開始時刻は、14:50頃からとなります。遠い地区から下校を開始いたしますので、地区により多少帰宅する時刻が前後いたします。

### ★令和7年度の各学年授業時間について★

週及び毎日の時程については、令和6年度から変更ありません。

1・2年生 …毎日5時間授業  
3年生 …火・木6時間授業、ほか5時間授業  
4・5・6年生…月・水5時間授業、ほか6時間授業

※4・5・6年生は、水曜日に6時間授業の日が、年に数回あります。R7年間行事計画予定(HP参照)でご確認ください。※今年度は4年生も対象です。

### ★令和7年度 下校時刻について★

令和6年度から変更ありません。

- 5時間授業(水曜日を除く) …午後2時45分ごろ
- 6時間授業 …午後3時35分ごろ
- 水曜日5時間授業 …午後2時15分ごろ
- 水曜日6時間授業 …午後3時05分ごろ
- クラブ・委員会の日 …午後3時15分ごろ

### ★学校給食費の還付について★

以下の要件が整うと還付の対象になります。

- ・あらかじめ保護者からの給食停止のお願いに関する連絡があること
- ・給食停止の連絡の後、給食を停止する日が連続5日以上の場合であること
- ※給食費は食材の購入費として使用されるので、食材の発注を停止することにより還付が可能になります。従って、保護者から連絡があった翌日から日数を計算します。



◆今年度より、情報発信として、SNS(YouTube【限定公開】、Facebook、Instagram等)を利用する予定です。写真など、個人が特定されないようにいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



◆本校では、国や県の掲げるSDGsの理念強化に伴い、学校だよりをペーパーレス化とさせていただきます。tetoruによるPDFの配信、及びホームページによるお知らせとなります。令和7年度も引き続き、皆様の御理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします！

○朝霞市学校運営協議会規則

平成31年3月29日教育委員会規則第2号

改正 令和2年3月27日教育委員会規則第3号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴取等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学

校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。